Ⅰ 福祉制度一覧

該当ページ	9	9	9	10	10	10	11	12	12	12	13	13	14	15	16	16	16	17	17	17	17	17	18	18	18	18	19	19	19	20	20	21	21	21	21	22	22	22	22	22	23	24	24	28	30	31	32	32	32	32	32	33	34	35	35	該当ページ
障がい区分	手当・年金など							医療費の補助							交通機関などの割引および助成															税金などの減免												補装具・日常生活用具など				障がい福祉サービスなど											障がい区分
	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	障がい基礎年金	障がい厚生（共済）年金	生活福祉資金貸付制度	島根県心身障がい者扶養共済制度	福祉医療費助成	特定疾患治療研究事業	後期高齢者医療への加入	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 育成医療	自立支援医療 精神通院医療	医療費助成（出雲市）	JR運賃の割引	航空料金の割引	バス・電車・旅客船の割引（県内）	出雲市福祉バス	タクシー運賃割引	福祉タクシー利用券 障がい者手帳所有	福祉タクシー利用券 常時車いすで外出	常時ストレッチャーで外出	腎臓機能障がい者通院費助成	自動車関係 有料道路の割引 本人運転	自動車関係 有料道路の割引 介護者運転	自動車運転免許取得費補助	自動車改造費助成 操作系	自動車改造費助成 乗降系	思いやり駐車場	自動車税・軽自動車税の減免	所得税・住民税の控除	相続税・贈与税の減免	新マル優制度など	NHK放送受信料減免 全額	NHK放送受信料減免 半額	携帯電話料金の割引	NTT無料番号案内	郵便料金の減免	各種施設利用の割引	保育所・幼稚園の保育料軽減	補装具費の給付	難聴児補聴器購入費の助成	日常生活用具の給付	住宅改修に関する給付	介護給付（居宅介護や行動援護など）	訓練など給付（自立・就労支援など）	移動支援事業	障がい児通所支援	点字・声の広報発行事業	手話通訳者等の派遣事業	コミュニケーション支援	相談支援事業	地域活動支援センター事業	訪問入浴事業	日中一時支援事業	
身体障がい者手帳 視覚 Ⅰ	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									Ⅰ
視覚 2	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									2
視覚 3	△						○			○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△										3
視覚 4	△														○	○	○	○	○	○				○	△		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△										4
視覚 5															○	○	○	○	○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△										5
視覚 6															○	○	○	○	○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△										6
聴覚平衡機能 2	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									2
聴覚平衡機能 3	△						○			○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									3
聴覚平衡機能 4	△														○	○	○	○	○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									4
聴覚平衡機能 5															○	○	○	○	○	○				○			○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									5
聴覚平衡機能 6															○	○	○	○	○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									6
音声言語そしゃく 3	△						○			○					○	○	○	○	○	○				○			○		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									3
音声言語そしゃく 4	△														○	○	○	○	○	○				○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									4
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 Ⅰ	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	△							Ⅰ
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 2	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△			○	△							2
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 3	△						○			○					○	○	○	○	○	○				○	△		○	△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△			○								3
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 4	△									△					○	○	○	○	○	○				○			○	△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△			○								4
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 5															○	○	○	○	○	○				○			○	△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△			○								5
肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等 6															○	○	○	○	○	○				○			○	△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△			○								6
内部機能 心臓・腎臓 小腸・肝臓 呼吸器・免疫 ぼうこう・直腸 Ⅰ	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									Ⅰ
内部機能 心臓・腎臓 小腸・肝臓 呼吸器・免疫 ぼうこう・直腸 2	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									2
内部機能 心臓・腎臓 小腸・肝臓 呼吸器・免疫 ぼうこう・直腸 3	△		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									3
内部機能 心臓・腎臓 小腸・肝臓 呼吸器・免疫 ぼうこう・直腸 4	△														○	○	○	○	○	○				○	△		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○									4
療育手帳 A	○		△				○	○		○					○	○	○	○	○	○							○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				△									A
療育手帳 B	△						○								○	○	○	○	○	○									○	○	○	障がい年金の受給がある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○													B
精神障がい者保健福祉手帳 Ⅰ	△		△				○	○		○					○	○	○	○		○									△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○													Ⅰ
精神障がい者保健福祉手帳 2	△						○			○			㊟		○	○	○	○		○										○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○													2
精神障がい者保健福祉手帳 3							△								○	○	○	○		○										○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○													3
年齢制限など主な条件	20歳未満		20歳以上	20歳未満	20歳以上		保護者65歳未満			65歳以上	18歳以上	18歳未満											片道5km以上	第2種	第1種		本人運転	在宅生活	歩行困難者					世帯主								18歳未満	在宅			支給決定には要審査	原則就学児以上									年齢制限など主な条件
所得要件など	有		有	有	有	有	有	有			有	有	有	有					有	有	有								有				有							有	該当	有	該当	該当	有	有						該当			所得要件など
介護保険と共通するサービス																																																				介護保険と共通するサービス

＊○は該当、△は一部該当。○、△の場合でも、年齢・所得・程度などによって該当しない場合があります。詳しくは担当窓口でお尋ねください。

㊟ 精神疾患(認知症、てんかんなども含む)で通院している方。ただし、病態によって該当しない場合もあります。

「障がい」の表記について
出雲市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記しています。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで表記している場合があります。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。